

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

<b>Title</b>	(第 14 章)施設収容から地域生活支援への 転換：韓国・SH 公社の役割
<b>Author</b>	野村 恭代
<b>Citation</b>	URP「先端的都市研究」シリーズ. 20 巻, p.62-64.
<b>Published</b>	2020-03-15
<b>ISBN</b>	978-4-904010-35-8
<b>Type</b>	Book Part
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学都市研究プラザ
<b>Description</b>	包摂都市ネットワークの最前線：包摂型 都市のための社会的革新
<b>DOI</b>	10.24544/ocu.20201006-004

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

## 第 14 章

### 施設収容から地域生活支援への転換

#### －韓国・SH 公社の役割－

野村 恭代

#### 1 支援住宅の意義

韓国では現在、住まいの確保に困難を伴う人を対象とした居住形態の一つとして、「支援住宅」の定着を進めている。支援住宅とは、サービス付き住宅のようなものである。日本同様、韓国においても人口構造の変化等により、生活のしづらのある人、認知症の高齢者、ホームレスなど、社会的孤立も含む生活困窮の状態にある人が増えている。このような状況を踏まえ、新たな居住形態として注目を集めているのが支援住宅である。

一方で、すべての地域住民が支援住宅の理念やその普及に賛同しているわけではない。地域住民のなかには、福祉施設ができることによって自分たちに不利益が生じる可能性があるのではないかと危惧から、施設建設を反対する動きもみられる。SH 公社には、支援住宅に対する地域住民の理解を促しながら、住宅としての支援住宅の価値を高めることへの役割も求められている。

#### 2 社会的排除と施設内包摂

先述した韓国の地域住民の反発は、日本もまた同様である。2018 年に A 県で精神障害者のグループホームを建設する計画が持ち上がった際、地域住民から大々的な反対運動が起こった。反対する地域住民の主張は、「施設はもっと精神科病院の近くに建設すべき」「なぜこんな住宅街に建設するのか。もっと山の方に土地があるじゃないか」というものが大多数を占めていた。反対する地域住民は、精神障害者には「特定の場所」で治療や生活支援を行うべきだとの意見を口々に述べていた。これは、「精神障害者は社会に出るよりも、病院や施設内にいる方が本人のためにもよい」との一方的な考え方に基づく主張

である。

2004年9月、厚生労働省は「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において、「入院医療から地域生活中心へ」という精神保健医療福祉施策の方針を示した。また、同ビジョンでは、受入条件が整えば退院可能な精神障害者については、精神病床の機能分化や地域生活支援体制の強化など、立ち後れた精神保健医療福祉体系の再編と基盤強化を全体的に進めることによって、10年後には社会的入院の解消を図ることとした。同ビジョンにおいて、これまでのように精神障害者を社会から排除するのではなく、地域のなかであたりまえに生活することを支援する動きへと転換したものと考えられる。

しかし一方で、精神障害者をはじめとする生活のしづらさのある人への脱社会的排除には多くの障壁が立ちほだかる。先述のA県で発生した施設コンフリクト事例は、まさに代表的な障壁の一つである。障害者の社会的包摂を推進するためには、地域に内在するこのような課題を一つひとつ解決していかなければならない。

### 3 住まいへの支援

住まいへの支援においては、制度やサービスを軸とした支援方針を設定するのではなく、あくまでも対象者自身の住みたい場所や希望する暮らしをもとに住まいを決定することが重要である。また、生活におけるさまざまな不安や課題を解消することができるよう、物件や住まい続けることへの支援方法の検討を行い、対象者一人ひとりへのオーダーメイドの支援を形成することが求められる。

しかし、住まいの確保に困難を伴う人が選ぶことのできる住宅はきわめて限定されている。そのため、これまで展開されてきた住まいへの支援は、対象者本人の住みたい物件や希望する暮らしに焦点をあてるのではなく、その時点での限られた選択肢のなかから、支援者側がそれまでのアセスメントに基づき、本人に適していると考えられる居住の場を斡旋する支援方法が採られていた場合が多い。現在においても、精神障害者や知的障害者等が居住する住宅には、ただ雨風をしのぐことだけができる「場所」であり、暮らしを継続していく「住まい」とは到底呼ぶことのできないものが多く存在する。

これまで、精神障害者や知的障害者等の住宅確保が困難である理由として、「トラブルの忌避等を理由に、障害者の入居を制限する民間賃貸住宅が依然として数多く存在している」（西野他 2009）ことが指摘されており、「家主の不安解消が住宅確保に結びつく」（山口 2006）ものとされてきた。しかし、本人の希望する場所、居室へ入居することにより、大家の心配する「トラブル」が起こる確率はきわめて低いものとなり、これらの問題は回避できるものと考えられる。そのためには、多様な住まいの形態が必要であり、その一つとして SH 公社が整備を進める支援住宅は住まいへの支援において有効であると考えられる。

また、支援においては支援対象者の単身生活における「孤立感」や「孤独感」という課題の解消も念頭に置く必要がある。住む場所の提供で入居支援を終結するのではなく、自分らしくその場所で継続して「暮らす」ことが可能となるよう、日中の居場所や就労の場、余暇を過ごす場所、友人や知人を得ることなども包含した入居支援が求められる。

SH 公社による支援住宅では、入居前から入居後に至るまで、連続性のある支援を行うことにより、居住者および近隣住民の不安を除去することも可能となっており、その知見は日本においても生かすことのできるものである。

#### [参考文献]

西野聖子・五十嵐敦子他（2009）「精神障害者に対する民間賃貸住宅における居住支援プロセスの分析－精神障害者に対する居住支援の実態と課題その1－」『日本建築学会大会学術講演梗概集』, pp1239-1240.

山口弘幸（2006）「精神障害者の居住サポートに関する一考察－住宅確保に向けた支援対策の検討」『長崎ウエスレヤン大学現代社会学部紀要』 4巻1号, pp. 123-13.